

重要事項説明書：医療保険

1、 訪問看護を提供する事業者

事業所名	厚生連吉田訪問看護ステーション
開設者	広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院 病院長 田代裕尊
事業所所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田 3666
事業所連絡先	電話番号 0826-42-4328 携帯電話 090-1016-8037

2、 事業目的及び運営方針

（１）事業目的

厚生連吉田訪問看護ステーションは、全人的なケアの提供により、在宅療養者とそのご家族が安心・納得して自分らしい療養生活を送れる環境づくりを目指します。
疾病や障害を持ちながらも、住み慣れた地域で最期まで尊厳を持って生きるための支援を行います。実践経験が豊かで、継続的な教育・研修を受けた看護人材を配置し、質の高い訪問看護サービスを提供いたします。

（２）運営方針

- ・事業所看護師等は要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
- ・事業の実施に当たっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに、地域の保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。

3、 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで	休日	土・日・祝日
営業時間	午前8時30分から午後5時まで		年末年始（12/30～1/3）

4、 実施地域

安芸高田市

5、 職員体制

管理者	西本 小夜	
	職 務 内 容	人数
訪問看護 スタッフ	看護師の免許を有する者が居宅に出向いて看護を行います	4名

6、 訪問看護の内容

(1) 提供する訪問看護サービスの内容

内 容	① 病状・障害の観察、健康管理 ② 療養上の世話 （清潔の保持、排泄の援助、水分・栄養管理） ③ 医師の指示による医療処置（創処置・導尿・経管栄養・疼痛の管理・点滴・在宅酸素） ④ ターミナルケア ⑤ リハビリ ⑥ 精神的援助 ⑦ 社会生活拡大の支援 ⑧ 家族など介護者の支援 ⑨他のサービスとの連携、調整
--------	---

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行ないません

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) 利用料・その他の費用

基本利用料金

＊訪問看護基本療養費（Ⅰ）

(1)週3回目まで・・・5,550 円／日

(2)週4回目以降・・・6,550 円／日

（規定された疾患で週4日以上、訪問可能な場合）

＊訪問看護基本療養費（Ⅱ）

（同一日に同一建物居住者への訪問）

(1)同一日に2人 週3日目まで・・・5,550 円／日

週4日目以降・・・6,550 円／日

(2)同一日に3人以上 週3日目まで・・・2,780 円／日

週4日目以降・・・6,050 円／日

＊訪問看護基本療養費（Ⅲ）・・・8,500 円／回

（在宅療養に向けて外泊をしている入院患者への訪問）

＊訪問看護管理療養費

月の初日の訪問の場合・・・・・・・・・・7,710 円

月の 2 回目以降の場合・・・・・・・・・・3,010 円／日

加算される費用	＊ 情報提供療養費①②③・・・・・・・・1,500 円(月 1 回) ①情報提供療養費 1（別に厚生労働大臣が定める疾病の利用者）：市町村又は都道府県からの求めに応じて訪問看護の状況を示す文章を添えて当該利用者に関わる保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合 ②情報提供療養費 2（別に厚生労働大臣が定める疾病の利用者）：学校教育に規定する義務教育諸学校への入学時、転学時により初めて在籍する事になる利用者）：当該義務教育諸学校からの求めに応じて指定訪問看護の状況を示す文章を添えて必要な情報を提供した場合 ③情報提供療養費 3（保険医療機関等に入院、入所する利用者）：当該利用者の診療を行なっている保険医療機関が入院、入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文章を添えて紹介を行なうにあたり指定訪問看護に関わる情報を提供した場合 ＊ 長時間訪問看護加算（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの看護師が、長時間にわたる指定訪問看護を行なった場合） ・週 1 回につき 5,200 円（別に厚生大臣が定める者にあっては週 3 回） ＊ 難病等複数回訪問看護加算・・・・1 日に 2 回・・・・4,500 円×日数 1 日に 3 回以上・・・・8,000 円×日数 ＊ 複数名訪問看護加算・・・・・・・・4,500 円（週 1 回） ＊ 退院時共同指導加算・・・・8,000 円 ＊ 在宅患者緊急時等カンファレンス・・・・2,000 円（月 2 回） ＊ 看護・介護職員連携強化加算・・・・2,500 円（月 1 回） ＊ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）・・・・1,050 円/月
---------	--

＊医療保険での訪問看護は月 12 回（週 3 回）まで

＊1 回の訪問時間は 30 分～1 時間 30 分未満です

＊加算される費用、実費は同意を得られた場合とします

＊利用料は、該当保険の自己負担割合になります

＊身体障害者の医療受給者や特定疾患の医療受給者など公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます

その他の利用料（消費税別）

- *長時間利用料（訪問看護時間が90分を越えた場合）・・・1,000円（1時間毎）
- *交通費・・・片道40円/km
- *衛生材料費・・・ガーゼ、その他処置に必要な物をステーションから出した場合
- *エンゼルケア・・・主治医による死亡確認後、清拭や着替えを行います・・・8,000円

お支払いについて

- 1、口座振替（JA）：毎月10日が引き落としになります
- 2、病院窓口での現金支払い

7、 訪問看護サービスの内容の見積もり

このサービス内容の見積もりは、事前にお聞きした日常生活の状況や利用者意向をもとに作成したものです。

契約締結後のサービス提供はこの内容に基づく「訪問看護計画」を作成の上で実施しますが状況の変化、意向の変動により内容変更を行うことも可能です。

（1）サービス提供責任者

氏名 西本 小夜 （連絡先：【(0826) 42-4328】）

（2）提供予定の訪問看護の内容と料金

曜日	訪問看護時間帯	サービス内容	利用料（円）
月			基本利用料 基）5,550× 6,550× 管）7,710×1 3,010× 交）片道（ ）km×40 加 算 ・訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1,050 ・訪問看護物価対応料 初日 60×1 2日以降 20× （ ）割負担
火			
水			
木			
金			
その他の加算			

（3）1ヶ月あたりの利用者負担

利用者負担額の目安	円（重度障害・特定疾患・原爆）
-----------	-----------------

ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いはサービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

この見積もりの有効期間は説明の日から1ヶ月以内とします。

8、個人情報の保護について

(ア) 秘密の保持について

サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

(イ) 個人情報の利用について

- * 当ステーションでは利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- * 使用目的・・・主治医・担当介護支援専門員・他職種への情報提供、サービス担当者会議、
- * 使用する期間・・・訪問終了時まで
- * 条件・・・◎個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
◎個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(ウ) 情報開示について

訪問看護記録・訪問看護計画書などの書類に関して開示することができます。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡をすると共に、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医氏名		
医療機関名		吉田総合病院
所在地及び電話番号		広島県安芸高田市吉田町吉田 3666 TEL (0826) 42-4328
訪問看護ステーション		スタッフが携帯電話で対応します（管理者電話対応）
連絡先		① 090-1016-8037（訪問看護管理者専用） 緊急時は、携帯電話での電話対応を行います ② 0826-42-0636（吉田総合病院）
家族等の緊急連絡先	氏名	
	住所及び電話番号	

* 緊急時は、上記に記載している携帯電話にご連絡ください。

尚、電波の関係や運転中など連絡がとれない場合、再度おかけ直しいただくか、緊急な場合は（0826-42-4328）に連絡していただき、こちらより折り返しご連絡差し上げます。

10、事故発生時の対応

- 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な処置を講じます。
- 事業者はサービス提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

11、相談窓口、苦情対応

- サービス提供に関するご相談・苦情は次の窓口で対応します。

吉田病院訪問看護ステーション	
苦情相談窓口	
所在地	安芸高田市吉田町吉田
電話番号	(0826) 42-4328
ファックス	(0826) 47-0005
携帯電話	090-1016-8037
受付時間	月曜日～金曜日 (8:30～17:00)
	年末年始・祝日は除く
	管理者 西本 小夜

- 事業者は利用者から提供した訪問看護サービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は迅速、適切に対処しサービスの向上に努めます。